

パーキング・メーター管理等の業務委託に係る認定審査に関する公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8の規定により、パーキング・メーターの管理等の業務委託に関し、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者の認定の審査を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月19日

鹿児島県公安委員会委員長

鎌野孝浩



1 認定の審査に係る業務

(1) 業務名

法第49条第3項に規定するパーキング・メーターの管理等委託業務

(2) 業務内容

鹿児島市内に設置してあるパーキング・メーターの作動手数料の収納、障害時の初期対応等

2 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 認定基準

平成25年1月11日鹿児島県公安委員会告示第2号（法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準）のとおりとする。

4 認定審査に必要な書類

(1) 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）

(2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

(3) 登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局から発行されたもので、認定申請が複数にわたる場合は一部を原本とし、他は副本でも可とする。）

(4) 役員名簿（別記第2号様式）

(5) 誓約書（別記第3号様式）

(6) 業務体制表（別記第4号様式）

(7) 総括責任者履歴書

(8) 雇川関係を証明する書類

5 認定申請関係書類の配布

(1) 配布期間

令和7年12月19日から令和8年1月23日まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する鹿児島県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の間のうち、各日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布方法等

ア 窓口配布

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通規制課

イ ウェブサイトからのダウンロード

鹿児島県警察ウェブサイト

<https://www.pref.kagoshima.jp/police/>

6 提出期間等

(1) 提出期間

令和8年1月16日から令和8年1月30日まで（「県の休日」を除く。）の間のうち、各日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通規制課

(3) 提出方法

(2)の提出場所に4に定める書類を持参の上、提出すること。

7 認定審査に係る結果通知

鹿児島県公安委員会による認定審査の結果を認定通知書（別記第5号様式）により通知する。

8 認定の有効範囲

審査の結果、認定を得た資格は、令和8年度のパーキング・メーター管理等の業務委託に係る契約に限り有効なものとする。

9 問合せ先

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通規制課

電話（099）206-0110（内線5186）